

# 共通XML／EDI 実用化推進協議会 定款

## 第1章 総 則

### (名 称)

- 第1条 本会の名称は、「共通XML／EDI 実用化推進協議会」とする。(以下「本会」という)
- 2 本会の英文名称を Common XML/EDI Practice Promotion Council、略称 COXEC (コゼック) とする。

### (事務局)

- 第2条 本会は、事務局を東京都港区に置く。

### (目 的)

- 第3条 本会は、企業間を結ぶ「共通XML/EDI フレームワーク」により、ユビキタス社会にふさわしい企業間電子商取引を実現し、企業の経営基盤強化ひいては我が国産業の高度化と活性化に寄与することを目的とする。

### (活動内容)

- 第4条 本会は、前条の目的を達成するために、各種行政機関、目的を同じくする他団体と情報交換、連携等をしながら、共通XML/EDI フレームワーク標準化に関する研究、これに基づくシステムの開発、実証実験、普及、啓蒙及び、サービスの事業化等の活動を行なう。

## 第2章 会 員

### (種 別)

- 第5条 本会の会員は、次の3種とする。
- (1)正 会 員 本会の目的に賛同して入会した法人で、常任理事、理事会員と一般会員からなる。
- (2)特 別 会 員 本会の目的に賛同し、事業目的を遂行するために理事会が必要と認めた団体、個人、法人など。
- (3)特別協賛機関 本会の目的に賛同し、事業目的を遂行するために協賛いただける、理事会が必要と認めた公共機関など。

### (入 会)

- 第6条 正会員、特別会員として入会を希望する法人、団体は、所定の入会申込書を会長に提出し、常任理事会の承認を受けなければならない。
- 2 法人及び団体会員は、本会に対する代表者としてその権利義務を行使する者(以下「会員代表者」という)を定め、会長に届け出なければならない。
- 3 法人及び団体会員は、会員代表者を変更した場合は、速やかに会長に届け出なければならない。

(会 費)

- 第7条 前条の承認を得た会員は、総会が別に定める所定の会費を納入しなければならない。
- 2 特別の費用を必要とするときは、理事会の議決を経て、臨時会費を求めることができる。

(支援金)

- 第8条 第7条2項の事由により、理事会の議決を経て、会員に支援金を求めることができる。

(退 会)

- 第9条 会員が、退会を希望する場合は、あらかじめ60日前までに書面により会長に申し入れなければならない。ただし、会員は、退会前に支払期の到来した会費、手数料等の費用の支払義務を免れない。また、本会が、会員の退会前に領収した会費、手数料等の費用については、返却しないものとする。

(除 名)

- 第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、出席した会員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- ただし、除名された場合の会費、手数料等の支払い義務は免れないものとする。
- (1) 本会の定款に違反したとき。
  - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

### 第3章 役 員

(種別及び定数)

- 第11条 本会に、次の役員を置く。
- (1) 常任理事 70名以内
  - (2) 理事 100名以内
  - (3) 監事 2名以内
- 2 常任理事のうち1名を会長、1名以上を副会長、1名を当会活動に実質的に専任する理事長とする。また、専務理事、常務理事を置くことができる。
  - 3 会長が不在の時は、会長代行を置くことができる。

(選 任)

- 第12条 常任理事、理事および監事は、正会員及び特別会員のなかから、会員自らの推薦又は互選に基づき、総会において選任する。
- 2 会長（会長代行）、副会長、理事長、専務理事及び常務理事は、理事会において常任理事及び、理事の互選により定める。
  - 3 常任理事、理事および監事が職務を遂行できなくなった時は、総会の決議を経ず、会長の推薦により後任の理事または監事を理事会で選任することができる。  
この場合、後日の総会において承認を得るものとする。

(員外役員)

第13条 前条第1項の規定にかかわらず、正会員以外の者を本会の常任理事、理事とする必要がある場合には、総会において選任することができる。

(職務)

- 第14条 会長は、本会を代表し、そのすべての活動を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
  - 3 理事長は、会長及び副会長を補佐し、本会の通常の業務を統括する。
  - 4 専務理事は、理事長を補佐し、通常の業務を執行する。
  - 5 常務理事は、理事長を補佐し、個別の業務を執行する。
  - 6 常任理事は、常任理事会を構成し、会長が常任理事会で議決すべきと認めた事項の審議及び定款、総会の議決に基づき、本会の会務執行に関する審議を行う。
  - 7 理事は、理事会を構成し、総会に付議すべき事項を審議する。
  - 8 監事は、本会の会計及び会務執行の監査を行う。

(任期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、本会が2年以内に終了する場合は、終了日までとする。

(報酬)

- 第16条 常勤の役員報酬は、会長の決裁事項とする。
- 2 非常勤役員は無報酬とする。ただし、理事会の承認を得て報酬を支給することができる。

## 第4章 総会

(種別)

第17条 本会の総会は通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第18条 総会は、本会の最高の意思決定機関であり、正会員及び特別会員をもって構成する。

(機能)

第19条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 解散した場合の残余財産の処分
- (4) 事業計画及び収支予算
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任
- (7) 会費

- (8)長期借入金
- (9)その他理事会において必要と認めた事項

(開 催)

- 第20条 通常総会は、年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1)会長が必要と認めたとき。
  - (2)理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
  - (3)正会員及び特別会員の10分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(招 集)

- 第21条 総会は、会長が招集する。
- 2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議 長)

- 第22条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

- 第23条 総会は、第18条に定める出席会員及び会員の代理人の合計が、その会員の10分の1を満たさなければ開催することができない。

(議 決)

- 第24条 総会の議事は、第18条に定める出席会員および会員の代理人の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合、議長は会員として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

- 第25条 第18条に定める会員が、やむを得ない理由のため総会に出席できない場合は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の第18条に定める会員を代理人として表決を委任することができる。
- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。
- 3 代理人は、代理権を証する書面を本会に差し出さなければならない。

(議事録)

- 第26条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1)開会の日時及び場所
  - (2)第18条に定める会員の現在数、出席者数
  - (3)審議事項及び議決事項
  - (4)議事の経過の概要及び発言者の氏名と要旨、その結果
  - (5)議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印しなければならない。

## 第5章 理事会

### (構成)

- 第27条 理事会は、常任理事及び理事をもって構成する。  
理事会には、監事も出席して意見を述べることができる。

### (機能)

- 第28条 理事会は、総会に付議すべき事項を議決する。
- 2 総会に付議する事項で、会長が常任理事会で議決が必要な事項と認めたときは、あらかじめ常任理事会の承認を得るものとする。

### (開催)

- 第29条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合開催する。
- (1)会長が必要と認めたとき。
  - (2)理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

### (招集)

- 第30条 理事会は、会長が招集する。
- 2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。  
ただし、理事全員の同意がある時は、招集の手続きを省略することができる。

### (議長)

- 第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

### (定足数)

- 第32条 理事会は、理事の3分の1以上の出席がなければ開催することができない。

### (議決等)

- 第33条 理事会については第24条から第26条までの規定を準用する。

## 第6章 常任理事会

### (構成)

- 第34条 常任理事会は、常任理事及び常任理事の推薦を受けた理事をもって構成する。  
常任理事会には、監事も出席して意見を述べることができる。

### (機能)

第35条 常任理事会は、会長が常任理事会での議決が必要と認めた総会付議事項の審議及び、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する重要な事項
- (2) その他総会の決議を要しない会務の執行に関する重要な事項

(開催等)

第36条 開催は、会長又は理事長が必要と認めたときに理事長が招集する。

- 2 議長は、理事長がこれに当たる。
- 3 定足数は、第32条の規定を準用する。
- 4 議決等は、第24～26条の規定を準用する。

## 第7章 運営委員会

(運営委員会の設置と構成)

第37条 協議会のスムーズな運営を図るために、運営委員会を理事会の付属機関として設置する。

- 2 委員は会長、理事長、複数の理事及び会長の推薦する会員で構成する。なお、委員長及び委員は会長が提案し理事会の承認を得るものとする。
- 3 監事は運営委員会に出席し意見を述べるができるものとする。
- 4 運営委員会には委員以外に、会長の依頼により議案毎に関係する会員(以下、「準委員」という)の出席を求めることができるものとする。
- 5 運営委員会には委員長の推薦により、オブザーバとして会員以外の有識者の出席を求めることができるものとする。オブザーバは運営委員会で意見を述べるができるが、議決権は無い。

(理事会からの委嘱)

第38条 理事会は理事会の権能の一部を運営委員会に委嘱することができる。運営委員会は理事会から委嘱された事項について検討し決定する。

- 2 運営委員会は理事会から委嘱された事項の決定した内容について、委員以外の理事に電子メール等により速やかに通知する。
- 3 運営委員会は理事会から委嘱された事項の決定した内容について、運営委員会の直近に開催される理事会に報告する。理事会は報告を受けて議決する。

(会長の補佐)

第39条 会長が、定款及びその他の規則で定められた機能など会務を執行する場合は、運営委員会で検討するものとする。

- 2 会長は権能等会務の執行に当たっては、運営委員会の意見を尊重するものとする。

(開催と招集)

第40条 運営委員会は会長が必要と認めたときに開催する。

- 2 運営委員会は会長が招集する。

(議題の提案)

- 第41条 運営委員会の議題は、会長、運営委員長及び委員が提案する。
- 2 委員以外の会員からの議題の提案は委員会開催の10日前までに書面により事務局に提案する。

(定足数と決定)

- 第42条 運営委員会は委員及び委員の代理人の過半数の出席を持って成立し、議長は運営委員長が行なう。なお運営委員長に事故があるときは、会長が代行する。会長に事故があるときは、第14条に定める順序によって代行する。
- 2 運営委員会の議決は出席議員の全員一致を原則とする。但し、出席委員の多数決による議決も可能とし、可否同数の場合は議長が決定する。
  - 3 準委員は運営委員会で意見を述べる事が出来るが、議決権は無い。

(議事録)

- 第43条 運営委員会の議事録は定款第26条(議事録署名人の項目は除く)に従って、事務局で作成する。

## 第8章 財産及び会計

(財産の構成)

- 第44条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 財産目録に記載された財産
  - (2) 会費
  - (3) 寄附金品
  - (4) 活動に伴う収入
  - (5) 財産から生じる収入
  - (6) その他の収入

(財産の管理)

- 第45条 本会の財産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決により会長が別に定める。

(経費の支弁)

- 第46条 本会の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

- 第47条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、理事会において、出席した会員の過半数の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

- 第48条 本会の事業報告及び決算は、年度終了後3ヶ月以内に、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において、出席した会員の過半数の議決を経なければならない。

(長期借入金)

第49条 本会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、常任理事会において、出席した会員の過半数の議決を経なければならない。

(会計年度)

第50条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第51条 この定款は、総会において出席した第18条に定める会員過半数の議決を経なければ変更することができない。

(解散)

第52条 本会は、総会の議決を経て、解散することができる。

(残余財産の処分)

第53条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会の議決を経て、本会と類似の目的を有する社団法人あるいは任意団体等に寄附するものとする。

## 第10章 事務局

(設置等)

第54条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。

(備付け帳簿及び書類)

第55条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 定款に定める議決機関の議事録
- (4) 現年度及び過去3年間の収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (5) 過去2年間の事業報告書ならびに各年度末財産目録及び決算書類
- (6) 現年度の事業計画書及び収支予算書

## 第11章 委員会、部会及びコンソーシアム

(委員会、部会及びコンソーシアムの設置)

第56条 本会は、活動の実効を上げるため、理事会の承認により、委員会、部会及びコンソーシアムを設置することができる。

(委員長及び部会長の選任)

第57条 委員会、部会及びコンソーシアムの会長は、理事会において選任する。

(細則の規定)

第58条 各委員会、各部会及びコンソーシアムは、必要に応じて、別途定める細則により規定する。

## 第12章 知的財産権及びその義務等

(知的財産権)

第59条 本会の活動の成果物（各種報告書、仕様書、マニュアル及びそれらに関する一切の技術的・非技術的情報を含む）に対する著作権（著作権法第27条及び28条の権利を含む）その他の一切の知的財産権は、その利用権（複製権・改変権・利用許諾権等を含む）も含めて、本会に帰属するものとする。ただし、各委員会、各部会及びコンソーシアムの下でその取扱いが規定される知的財産権についてはその規定による。

- 2 但し、本条第1項の成果物中に第三者の知的財産権の対象物が含まれる場合、理事会の決議に基づき、当該第三者との間で必要な取り決めを行なうものとする。
- 3 その他、本会の活動の成果物の知的財産権に関する事項は、理事会の決議により処理する。

(情報提供又は公開)

第60条 会員は、会員以外の法人、団体、個人に対して、以下の条件のもとに本会の活動成果に関する情報提供を行なうことができる。

- (1) 提供する情報の内容および公開の範囲は、理事会での承認対象とする。
- (2) 会員または本会にとって事業上不利益になる情報に関しては原則として公開しない。

(守秘義務)

第61条 会員は、本会活動を通じて知り得た他の会員の技術、ノウハウ、営業に関する情報を当該会員の了解無しに、第三者に開示し、または漏洩してはならない。

- 2 前項の規定は、情報が次のいずれかに該当する場合適用されない。
  - (1) 知得する以前に既に公知となっている場合
  - (2) 知得した情報に依ることなく独自に開発した場合
  - (3) 守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手した場合
  - (4) 知得した以後に自己の責任に帰さない理由で公知となった場合
- 3 この規定に違反していることが明らかになった場合、当該会員は、直ちに常任理事会にその旨報告するとともに、適切な措置を講じなければならない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、各部会及びコンソーシアム細則の下でその取扱いが規定される情報についてはその規定による。

(損害賠償)

第62条 会員が、この定款に定める義務に違反したことにより、本会又は他の会員が損害を被った場合、責のある当該会員は、損害賠償の義務を負うものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第63条 会員が第9条および第10条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、第59～62条に定める義務及び未履行の義務は、これを免れることはできない。

### 第13章 補則

(委任)

第64条 この定款に定めるもののほか、本会の運営及びこの定款の施行について会長が常任理事会の議決を認める事項は、常任理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

(協議)

第65条 この定款に定めのない事項またはこの定款の解釈に疑義を生じた事項については、会員が誠意を以って協議の上これを解決する。

### 附 則

この定款は平成17年12月14日より施行する。  
この定款の改正は、平成19年6月13日から実施する。